

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和2年 4月 1日
発信課 担当者	保健所健康推進課 渡部 千枝
連絡先	電 話 25-9848
	F A X 26-7733
	E-mail

分 類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 <input checked="" type="radio"/> その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	3月 27日 ~ 4月 27日 (延長の可能性あり。)
発表項目 (行事名)	新型コロナウイルス感染症に係る移動困難者等移送業務 の開始について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>1 趣旨 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第21条に基づき、新型コロナウイルス感染症の患者（疑似症患者、無症状病原体保有者含む。）については、入院となる方に対し、公共交通機関でなければ、移動手段がない場合、本所にて、医療機関までの移送ができることとなっています。</p> <p>これらの対象に該当しない方については、医療機関の医師による診療の結果、感染の疑いがあるものの、公共交通機関を利用しなければ受診できないケースも見られることから、感染拡大防止のため、移送事業を開始します。</p> <p>2 その他 詳細については、添付資料「新型コロナウイルス感染症に係る移動困難者等移送業務（有料）を開始します。」を御参照ください。</p>
添付資料	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。
報道（取材）に当 たってのお願い	<p>1 本業務は、市民からの申し出ではなく、医療機関の医師からの申し出により、実施の可否を判断して実施するものです。</p> <p>2 車両、運転手及び従事者は、厳重な感染予防対策を講じております。</p> <p>3 当該業務は、業務委託先の患者搬送事業として実施いたします。 なお、問い合わせが殺到したり、新型コロナウイルス感染症に係る風評被害が生じるおそれがあるため、業務委託先は公表いたしませんので、御了承願います。</p>
備 考	

▶旭川市保健所からのお知らせ◀

新型コロナウイルス感染症に係る 移動困難者等移送業務(有料)を開始します。

旭川市保健所では、令和2年3月27日(金)より、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者様が感染症指定医療機関や2次医療機関(以下「感染症指定医療機関等」という。)に移動する手段がない場合、移送車(有料)を紹介する事業を始めました。

1 対象者

1次医療機関に受診し、新型コロナウイルス感染症が疑われ、感染症指定医療機関等に紹介された方のうち自力での移動が困難な方(旭川市民に限る)

2 利用可能時間・期間

8:45~22:00

※当面、4月27日(月)まで。(ただし、延長の可能性あり。)

3 利用方法

保健所に連絡し、移送車を依頼してください。保健所から委託先に送迎を指示し、患者様を貴院から感染症指定医療機関等に移送します。

*移送車の使用につきましては、移動に係る経費は自己負担となります。

医療機関の皆様におかれましては、利用前に、患者様に有料(通常より、やや高めの料金設定)であることの御説明をお願いします。

旭川市保健所の連絡先：25-9848 (8:45~21:00)

26-1111 (21:00~22:00)

※毎日

【利用イメージ】

